

令和5年第4回睦沢町議会定例会会議録

令和5年12月5日(火)午前9時開会

出席議員(12名)

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
6番	久我眞澄	7番	久我政史
8番	麻生安夫	9番	今関澄男
11番	中村勇	12番	市原重光
13番	伊原邦雄	14番	田邊明佳

欠席議員(1名)

5番 丸山克雄

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子
企画財政課主査兼財務班長	田中裕也	睦沢町農業委員会事務局長	大塚晃司
教育長	鶴澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹(指導主事)	藤田英和	選挙管理委員会書記長	白井住三子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 山 本 祥
書 記 岡 本 理 奈

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1 号 睦沢町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 6 号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(議案第 6 号及び第 7 号を一括議題提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明・質疑・討論・採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さんおはようございます。

皆さんにご報告いたします。丸山克雄議員ですが、本日の会議を欠席される旨の申出がありましたので報告いたします。

ただいまから令和5年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、令和5年7月分から9月分までの報告がありました。

いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月21日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、7番、久我政史副委員長から報告があります。

久我政史副委員長。

○議会運営副委員長（久我政史君） ご報告申し上げます。

去る11月21日、田邊議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、令和5年第4回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、2名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、議案9件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は、協議の結果、本日1日限りと

いたしました。

日程第3といたしまして、一般質問を行います。

日程第4から日程第12までは、条例の制定、一部改正、補正予算等の9議案について審議をお願いいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げますので、この定例会がスムーズに運営されますように、議員各位並びに執行部の皆さんの格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（田邊明佳君） ここで町長からご挨拶があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さんおはようございます。

令和5年第4回陸沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、朝夕の寒さも一段と増すなか、1年という時の早さを改めて感じるこの頃でございます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

この1年を振り返りますと、5月に新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類に変更となり、各種制限も段階的に緩和されました。本町においては、これまで続けてきました集団接種も、秋開始接種の新型コロナワクチンを使用し、19歳以上を対象として11月に3回の接種を終えました。国は、来年度から、高齢者などに限定し、定期接種に位置付ける方向を示しておりますので、ワクチン接種は全国的に大きな節目を迎えたものと捉えておるところでございます。

節目という点では、本町にとって本年度は、町制施行40周年の記念すべき年であり、これまで町民の皆様とともに、記念式典を始めふるさとまつりなど、各種行事を通じてお祝いし盛会裏に行うことが出来ました。改めて、関係各位の皆様へ心より感謝を申し上げたいと

思います。ありがとうございます。

一方、台風13号の接近に伴い、これまで経験したことない大雨により、浸水や土砂崩れなどの被害が多く発生し、災害救助法の適用を受けました。

今なお、復旧工事が続いておりますが、住民の安心・安全のため、引き続き自主防災組織の充実に向け取り組むとともに、来年2月4日に40周年記念事業として防災フェアを予定しておりますので、災害に対する意識の醸成に努めてまいりたいと思います。来る2024年が、明るい話題が多い年となることを願っております。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、条例の制定及び一部改正、一般会計及び特別会計の補正予算についてでございます。慎重なご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。本日の定例会よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めにより、議長から指名いたします。6番、久我眞澄議員、7番、久我政史議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（田邊明佳君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 最初に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

今回取り上げます一般質問は、生成A I 導入状況、防災対策、家庭教育の在り方についてです。

初めに、生成A I 導入状況についてお伺いします。

全国では、10都道府県、15市町村で生成A I の活用、導入をされ、13都道府県、10市町村で生成A I のガイドラインを作成していると発表がありました。

千葉県デジタル推進課は、県庁の職員を対象とした、チャットG P T等生成A I 人工知能の利用状況のアンケート結果を公表しました。回答者の37%が、業務に生成A I を利用しました。そのうち約7割の方が、業務の効率化を感じ、アイデア出しやエクセルの関数作成、プログラミングコードの作成などに活用出来たと回答しました。課題としては、回答者の63%が、誤った回答を生成することがあると挙げたそうです。そして、生成A I を、議事録や挨拶原稿、資料の作成といった業務に活用した利用範囲の拡大も検討していきたいと考えているそうです。

さらに、千葉市は、7月中旬から8月下旬に、生成A I の有効性を確認するため、一部の部署で実証実験をしました。現在は、生成A I、人工知能が業務などに有効だと判断し、利用を開始しているようです。

今後、睦沢町は、生成A I を、どのように業務に取り入れる予定でしょうか、お伺いします。

次に、防災対策についてお伺いします。

9月8日から9日にかけて、台風13号及び前線の影響により関東地方において、前日9月

7日の気象予報から大幅に状況が変わり、本町でも警戒態勢を敷きました。7時に防災対策本部を設置、7時45分に第1回災害対策本部会議、8時50分にリエゾン1名配置、9時50分に第2回災害対策本部会議、12時30分に第3回災害対策本部会議、16時30分に第4回災害対策本部会議を行っております。

今回の多くは、土砂災害及び浸水被害が起こり、町はその対応を計画し、補正予算8,300万円余りを組み執行したわけです。

そのことについては、議会で議案説明を行い可決、その後、区長会で状況説明をされたと聞いております。その中で、特に質問は受けなかったということです。

そこでお尋ねします。

9月8日の想定外の大雨による土砂災害の対応並びに被災者支援は、どのように迅速に行われましたか。

10月1日、11月1日発行の睦沢町広報には報告はありませんでしたが、12月1日発行の広報に、全紙面17ページの中の2%に当たる記事が5ページに詳細に報告されました。

私は、今回のような災害時には、対策本部の対応並びに災害状況の連絡や報告が、今後の対策本部や町民にとって非常に重要であると考えます。今後どのように広報され、記録として残されるのでしょうか。今回のような、この程度のタイミングと情報提供でよいと考えますか。

次に、洪水・土砂災害ハザードマップについて、今回の災害場所とリンクしないところが多く見られました。再度、緊急に、危険箇所の見直しが必要ではないでしょうか。

次に、家庭教育の在り方についてです。

家庭教育の在り方は、個々の家庭や文化によって異なります。

まず第1に、愛情とサポートが大切です。子どもに対して愛情を示し、彼らが成長し学ぶ過程でサポートすることが大切です。

第2に、父親の関わり方も重要です。父親は子どもにとって重要なモデルとなり、感情的なサポートと教育的なガイダンスを提供することが必要です。共感的で参加的な関与が大切です。

そして、家庭でしか出来ない教育の一つは、価値観や道徳的な教育です。家庭教育で子どもたちに、倫理観や価値観を教えることが出来ます。また、読書や対話を通じて、知識やスキルを共有することも大切だと思います。

最終的に家庭教育は、子どもの個性やニーズに合わせて柔軟に対応すべきです。子どもた

ちが興味を持つことを尊重し、好奇心を育てる努力をすることが大切です。例えば、読書と語学の習得です。家庭で読書習慣を育てることは非常に重要です。親が子どもに読み聞かせることだけでなく、子どもが自分で本を選んで読む習慣を促すことです。

また、第二言語を学ばせるための本やゲームも、幼児から活用できるとよいと思います。

また、自然体験です。自然環境での活動は、子どもたちに多くのことを学ばせます。ハイキング、キャンプ、園芸など、自然に触れる機会を提供し、環境への感謝と保護の意識を育てます。

さらに、重要なのは、父親が子どもたちの時間を楽しんで過ごし、子どもたちの成長を支えることです。父親の積極的な関与は、子どもたちにとって大きな影響を持ち、強い親子関係を築くのに役立ちます。

そこで、昨年度、保護者アンケートの結果を踏まえ、教育委員会や学校は、家庭教育の質を向上させるための取組を行ったと思いますが、その結果は見られましたか。

第2に、親と子どものコミュニケーション不足が、家庭教育の課題ではないでしょうか。

第3に、子どもたちのリテラシーについて、インターネットの安全な使用方法を教え、デジタル世界でのリスクについても話し合う必要があると思います。スクリーンタイムを管理し、バランスを取り、活用を促してはいかがでしょうか。

子どもたちはデジタル世界で育っており、デジタルリテラシーを自ら学ぶことが大切です。家庭教育においても、子どもたちに自己規制を育み、デジタルの利活用やマナーを身につけさせる必要があるのではないのでしょうか。

以上、生成AI導入状況、防災対策、家庭教育の在り方について、私からの1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1、生成AIについて、そして2、防災対策についてお答えをし、3、家庭教育の在り方については教育長から答弁をさせていただきます。

生成AIにつきましては、5月に行われましたG7において、国は、その利活用の方法について検討する広島AIプロセスを開始し、枠組みの取りまとめに向け推進をしておるところでございます。

そのような中で、議員おっしゃるように、全国においては、生成AIへのガイドラインを作成し、活用、導入を始めた自治体も見受けられ、県内では松戸市において先進的に取り組

み、千葉県においては試行の形でスタートをしたところでございます。

9月に、全国都道府県情報管理主管課長会研究会において、地方自治体における生成AI技術の利活用について研究することを目的に実施されたアンケート結果によりますと、導入、活用している自治体は、回答した自治体の7.4%にとどまっております。取り組んでいない自治体の理由としては、個人情報の取扱いとセキュリティー関連の懸念や、情報の正確性と信頼性の不確実性などが挙げられておりました。また、国への要望や提言として、行政における生成AI利活用に関わる指針を早期に示してほしい、国や地方公共団体が共同利用する行政用生成AIの構築と提供などを求める記載がありました。

本町につきましては、現在のところ、具体的なガイドライン、作成などの進展はございませんが、導入のメリットは認識しており、引き続き国・県や他の自治体の取組を注視しつつ検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、次に2点目、防災対策についてお答えをさせていただきます。

ご質問の防災対策に関する3点につきましては、関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

初めに、睦沢町防災基本条例におきましては、基本理念として一つ目に、町民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守る自助の理念、二つ目に、町民等が地域において、相互に助け合い、互いを災害から守る共助の理念、三つ目に、町が町民等を災害から守る公助の理念を掲げ、町民、事業者、町及び町議会はそれぞれの責務及び役割に応じ、連携を図りながら災害対策に取り組むものとする規定をしているところでございます。

このたびの台風13号の接近に伴う大雨につきましては、先程議員からお話があったとおり、9月8日から9日にかけて注意報級の予報があり、前日の7日の夕方に、職員へ注意喚起の周知を行っておりましたが、予報に反して8日の早朝から土砂災害、浸水害を伴う大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が相次いで発表されたところでございます。

町の体制といたしましては、急な展開ではありましたが、睦沢町地域防災計画に基づき、午前6時に第1配備体制、6時38分に第2配備体制、7時に第3配備体制とともに、改善センターに避難所を開設いたしましたところでございます。

そして、第1回防災対策会議を7時45分に開催し、情報の共有とともに、職員配備の確認、予定行事の取扱いの確認等を行いました。

その後、雨量は増え続け、9時に、各区長に、自主防災組織による避難所開設状況の確認をするとともに、民生児童委員を通じて、支援が必要な方の情報提供を依頼し、11時に中央

公民館の避難所を増設して、各避難所の開設状況を、防災無線及び防災アプリで周知を行ったところでございます。

12時10分には気象庁から、記録的短時間大雨情報が発表されましたが、この間、道路の冠水、土砂崩れや家屋の床上・床下浸水などの情報が次々に入ってきたところでございます。悪天候のなか、対応出来る職員にも限りがございましたので、2次災害に留意をしながら、緊急性のあるものから対応したところでございます。

午後には、天候が落ち着いて、被災状況を確認する中で、色々な形で、復旧や支援が必要であることが明らかになり、その被災状況から、夜には災害救助法の適用を受けることとなりました。

翌9日に、土砂災害警戒情報が解除となり、改善センターを最後に、全ての避難所を閉鎖したところでございます。

その後は、生活に直結した被災状況にある方々に対して、町社会福祉協議会の協力のもと、ボランティア派遣の希望を募ったり、県からの専門職員の派遣により、家屋の被災状況調査に同行したり、個々の被災状況の確認とともに、どういった支援が可能であるか検討を重ねて参りました。精神的なケアなど、現在も継続して支援を行っているケースもございます。

今回の災害対応においては、県から派遣された情報連絡員、各地区区長、自主防災組織、民生児童委員、消防団員の方々との連携、また自衛隊、警察、気象庁などからも支援の連絡をいただき対応したところでございます。

今回は幸いに、人的被害の報告ありませんでしたが、避難行動要支援者への関わり方など、8月に区長会、民生児童委員協議会、災害対策コーディネーター連絡会の代表と町の関係部局において、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者避難支援プランを策定するための連携会議を行っておりますので、今回の災害対応等の経験を踏まえて、より実効性のある内容にしていきたいと考えております。

また、10月には、区長会議において、町内の被災状況の報告とともに、自主防災組織の対応状況等について情報共有を図りました。

そして、町内外に向けては、被害状況として、被害件数をホームページに掲載をし、12月号広報にも掲載を行ったところでございます。

今回の土砂災害等の発生箇所につきましては、令和3年度に作成いたしました洪水・土砂災害ハザードマップの警戒区域外の場所でも発生していましたが、ハザードマップは土砂災害防止法に基づいた要件に合致し、県において指定された土砂災害危険箇所を表したもの

であり、最新の情報は千葉県ホームページ内の千葉情報マップに掲載をされております。

先程の記録という面では、今回の土砂災害等の発生箇所も貴重な記録であり、今後の災害時の事前予測にも大いに役立つと思われまますので、ハザードマップとは別に町独自に、把握している被災箇所地図を、関係団体と情報を共有する予定でございます。

こういった取組により、各地区の自主防災組織において、日頃から身近な危険箇所の把握が出来、災害に対する意識づけにつながるものと思われまます。

引き続き、住民の安心・安全に向けて取り組んで参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 酒井康雄議員のご質問にお答えいたします。

3点目の家庭教育の在り方についての3点につきましては、関連性がございますので、併せてお答えさせていただきます。

議員もご存じだとは思いますが、家庭教育とは全ての教育の出発点であり、家族との触れ合いを、先程も議員も申されておりましたが、家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける、家庭で行われる教育になります。

しかし、家庭教育の進め方は、明確に定められているわけではありません。そのため、家庭によって、家庭教育の方針や内容も様々ですし、他人が立ち入りづらいこともあります。

家庭教育では、一般的に、規則正しい生活、家族団らん、親子で一緒に何かを体験するなど、議員の言われるように、親子や近親者とのコミュニケーションが深く関わってくると思っています。

令和4年12月の行政報告でも話させていただきましたが、第2期睦沢町教育振興基本計画進捗状況調査として、アンケートを行った結果からも、夫婦共働きや核家族化などにより、親子や近親者がそれぞれの都合で、子どもとじかに接する時間が減少していることなどから、家庭教育の重要性は認識しつつも、どのように取り組めばよいか悩まれている保護者がたくさんいることを感じ、今後の取組に生かしていきたいと話させていただきました。

それらを踏まえ、今年度取り組んだものですが、まず教育課では、子育てに最初に携わる睦沢こども園とタイアップし、一般参加も可能な家庭教育講演会を行いました。保護者が参加しやすいよう、こども園の公開保育の日に合わせ、笑顔で楽しく安心できる子育て、子どものやる気を育てるために必要なことと題し、一般社団法人こども未来共生会理事長、中

島 展先生を招へいし、身近な具体例を挙げ、家庭教育への取組事項を講演いただきました。

参加者のその後のアンケートでは、話されたことを実践しますとか、子どもに寄り添いますなど、今後につながるような前向きな意見を多くいただきました。

中学校では、本日、3年生を対象に思春期健康教室として、戸村恵理助産師による子育て理解講座と題し、生命についての正しい知識や子育てができる環境づくりについて考える機会を設けました。15歳という年は、労働が出来るようになる、遺言が出来るようになる、印鑑登録が出来る等、責任も当然発生しますが権利も確立されてくる年齢であり、客観的な物事の捉え方もできるようになります。

その時期に、近い将来、経験するであろう社会人としての子育てに向き合う姿勢や親としての覚悟、社会でのマナーなどについて、自覚と意識の気づきが起き、さらなる深い学びにつながれば、大きな意味での家庭教育の一助になると思います。

小学校では、3年生から6年生を対象に、デジタルリテラシー教育までとはいきませんが、情報化社会において、授業などの勉強における正しいパソコンの使用方法を、包括連携協定を結んでいる千葉工業大学の須田宇宙教授をゲストティーチャーとして招へいし、情報モラル教育を行いました。日頃、校内にいる先生とは違い、緊張の面持ちの中、授業を受けていた様子うかがえましたが、具体例を交えながらの講義は、児童にとってよい学びにつながったと思います。また、保護者向けに、ネットトラブルから子どもたちを守るためにと題し、千葉県環境生活部県民生活課の方を講師に招き、ミニ集会として講演をいただきました。以上のような支援を、令和5年度新たに取り組みました。

そして、質問にありました成果は見られたかとのことですが、家庭教育とは本来、家庭が補うべき分野であり、旧来、しつけという美しい言葉で表現されてきました。

今日のような、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など、社会の急激な変化は、保護者の価値観や生活様式を多様化させ、経済性や効率性、保護者優先の社会風潮、コミュニティ意識の衰退を醸成させてしまっていることに疑問を感じますが、社会の流れについては止めることが出来ない事実もございます。

そのことから、先程申し上げたように、地道な努力を積み重ねていくしかないというのが、私個人の考えになります。

議員も教壇に立ったご経験があると思いますので、ご存じだとは思いますが、小・中学校では、先程の家庭教育力向上に加え基礎学力の向上のため家庭学習にも力を入れており、児童・生徒が自ら取り組みやすいよう、絶えずアドバイスもしています。

このようなことから、現在の教員の仕事や置かれている立場、環境は以前にも増して多忙を極めており、大変厳しい状況にあることは周知の事実だと思います。

そのあたりもご理解をいただき、園や学校現場、町や教育委員会だけでなく、社会全体が、この家庭教育にも向き合っていけるよう、さらなるご支援、ご協力をお願いし答弁とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） それでは、第1番目の生成AI導入の状況について再質問させていただきます。

先程も申し上げましたとおり、先進地区の情報、各課の方々、それぞれご覧になって、庁内に導入できるかどうか、個々にわたって考えていらっしゃると思いますけれども、町として是非、要望ですけれども、アンケート調査を、やはり少しずつ進めていただければ。私の聞く範囲では、庁内で、個人的に、業務に、または私的業務に生成AIを活用されているという方もいるようです。

全てが、国や県の指針やガイドラインに沿って町も対応すると、また負の影響を受けることも十分考えながら慎重に進めるということはよいと思いますけれども、やはり受け身的ではなくて、自分たちも働きかけながら、そして県や国の状況を見ながら進めていく前向きの姿勢が欲しいなという感じを受けました。

是非その点、今後の課題として捉えて、有効活用、利活用していただければというように思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 細かなところは担当課長からお答えさせていただきますが、チャットGPTに関しましては私も個人的に使っているところでございます。

しかしながら、町民の大切な情報であったりとか、そこら辺の信頼性が十分確保出来ない、町民の情報漏えい等、色々あると思いますので、個人的にはとても先進的な自治体の取組はいいなとは思いますが、何よりも町民の安心・安全、情報が確保されることが確認出来てからだとは思っておりますので、よろしく願いをいたします。

担当課のほうから答弁させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ただいまの件でございますけれども、他の自治体の利用基準においても、まだ内部利用に限定するなど利用の制限がうたわれているところがございます。

国のほうでも、12月1日あたり、新聞などの報道情報によりますと、G7の関係も、包括ルールの合意のほうに向かって動き出しているようではございますので、それこそ議員おっしゃるように、この生成AIの関係のメリットは十分理解もしておりますし、有効であるというふうに考えておりますので、先程アンケート調査というお話もありましたけれども、今後町のほうでガイドラインを作成するに当たりましては、個人的に、もう利用している職員もあろうかと思っておりますので、まずは各課ごととか班長とかの意見を集めながら、職員の声を集めながら、そういうあとほかの自治体の事例も踏まえて、ガイドラインの作成に向けて、将来的には動いていく予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございます。前向きの姿勢が見られたということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2点目の防災対策について再度質問させていただきます。

今回、町の土砂災害防止法に基づいて、色々な対応をされたということで、町民も速やかな行動に感謝しているのではないかなと思っておりますが、まだ十分、100%改修出来たわけではございませんので、今後とも引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今回、対策本部会議、どの段階で防災対策室から農村改善センターへ移られたのか。ちょっと私は、状況としては、防災計画を見ますと、対策本部を立ち上げるところで、第1の場所は防災対策室ですか、こちらのほうで会議をやった後、人数が多くなったら農村環境改善センターのほうに移られて本部を置く、本部で会議を行うというように捉えておるんですけども、その農村環境改善センターというのは、本来、防災対策本部を立ち上げる設備が十分整っているかどうか、情報を収集するためのシステムが、改善センターに備わっているかどうか、そんな点もお聞きたいと思っております。

その収集した記録を集約して対応するわけですけども、もう1点気になるのは、庁内の防災対策の物品が色々あると思っております。施設ごとに振り分けている備品もあると思っておりますけれども、緊急を要する対応のために、常に、どの職員も、その設備を指示されたら、備品を指示されたら、それを持ち出して、またそれを活用して、対策を講じるような備品の整理整頓、こういったものがなされているかどうか。

ちょっと気になるのは、2階の総務課から企画から産業建設課の通路を、ずっと行くと、左側に各部屋がありますね。その中見ますと、時々打合せで、そこを使用させていただいておりますけれども、これでは、すぐ対応できるような備品がどこにあるか、ちょっと疑問に

思うような整理整頓の仕方になっています。

そういったところで、やはり緊急を要する対応として、庁内でも、情報収集や対策を講じるシステム、そういったものが、随時使えるような状況をつくっているかどうか、指示しているかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

2点よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 会議については、ちょっと認識の違いもあるかもしれませんので、そこら辺細かく担当課長から報告をさせていただきます。

あと、備品の取扱いについては、今、毎月25日を防災の日ということにしてあって、各課で備えている備品については25日、再度、毎月確認するようということとしておりますので、散らかっているようであれば、そこら辺はご指摘いただいたとおりに使いやすいようにしていきたいと思いますが、防災の備品管理についても、一応毎月、しっかり担当課でやるようにはしておりますので、また気になるようであればご指示いただけたらと思います。

会議については担当課より、少し細かく説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 1点目の対策本部の場所の件でございますけれども、今、先程、議員、改善センターのほうに移動したというようなお話がありましたけれども、対策本部は改善センターのほうには移動しておりません。

防災対策室が、総務課の前にありますけれども、実際ちょっとそこ手狭であるところもあり、そこには県の情報連絡員のリエゾンの方に待機していただいて、対策本部の会議自体は、総務課のところの公室で行ったところでございます。

実際には、役場の職員もそうですけれども、消防の関係だとか、県のリエゾンだとか、会議のときの人数多くなりますので、そちらを使って行っており、改善センターにつきましては避難所というところでの開設は行いましたけれども、その本部の会議等について、改善センターのところへ移動したということはありません。

それから2点目の防災の関係の物品の管理のところでございますけれども、常にということでは、防災倉庫のほうに保管をしております。そして定期的に、その残数の把握等については、担当がしております。

そして実際の災害が発生したときの備品の持ち出しにつきましては、総務のほうの担当の

指示で、各部署に、必要に応じてこれを、そこから改善センターのほうに持ってってくださいとか、毛布だとか、あとは間仕切りだとか、段ボールの間仕切りだとか、そういうものの指示を持って動いているところがございます。

それとは別に、ご指摘のように2階の通路のところの部屋が、ちょっと整理整頓されていないというところはお指摘の部分でございますので、そこについては、この防災のことだけでなく色々な部分で支障がございますので、今後また整理をしていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございます。今後の課題が見えたので、ちょっと言いにくかったんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、質問させていただきます。

ハザードマップの件ですけれども、ハザードマップは、県のデータを基にして、昨年度、令和4年度に配布されました。

私も何度か見させていただきましたし、今回の13号被害が出た時点で、どういう場所にどういう状況になったかを照らし合わせて整合性を取ってみましたけれども、町長言われるように、それ以外のところでも発生しているということでもあります。

見直しをこれから逐次して、書き込みをしていくのではないかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それに関わることで、先日、8月と、それから11月に、自宅のほうに届きましたが条例等に関わる調査、これが長生支庁から、今後行いますというようなことで、これ毎年やっているかと思うんですけどもね。これについて、やはりハザードマップと非常に関係する部分があると思います。県も、その状況調査をしたところを、またハザードマップにも転記するのではないかと思います。

これに関わることで、長生支庁の職員が見るだけではなくて、やはり地元の担当課の方も同席して、ご説明をされながら見ていくのではないかなというように思います。

そんな中で、町の職員の中で、土壌関係、地層系とか、そういったものに精通した職員の採用が十分ではないように聞いております。

この地域には、長南層とか、色々な地層があります。それに関わる断層や何かもあると思います。

そして表土の、今回流出した土砂等は、ほとんどは関東ローム層、岩の上に乗っかってい

る土砂が流出するというようなことで、この千葉県の地層を見ると、北向きに傾斜が走っていて、そちらのほうに、何ですか、露頭の中の水が出てくるというようなところで、水によって押し出される土砂ということで考えると、北向きの斜面は非常に危ない。またその上に樹木が、管理されていなくて伸び放題になっていて、その重みで傾斜地が崩れてしまう、そのような状況があると思いますので、そんなところの知識も、職員の中でそういった、基本的に捉えている職員がいなければ研修をしながら、そういった知識も踏まえながら、県の職員と、睦沢町の危険箇所、調査し、ハザードマップに転記し、町民にも、また区長会でもよろしいんですけども、情報を提供して町民に伝わるような、そういう流れをつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 先程の町長の答弁にもございましたけれども、まずハザードマップの、この地図に、これにつきましては、土砂災害防止法に基づいた要件に合致したものを、県において指定された土砂災害の危険箇所を表しておりますので、ここに町の今回の土砂崩れとかあったところのものを、ここに手入れをするということは出来ないものでございます。

それは、しかしながら時間はかかります、かかると思われましても、それこそ先程おっしゃっていた8月について、そのところは県のほうで動いて、危険箇所と思われる何点かのところについて調査をしというところで動いているんですが、そこでやったものが、いずれここに、土砂災害の、このハザードマップ、このハザードマップは町で、令和4年の3月に作成したものでございますけれども、先程申し上げましたように、千葉情報マップというものに更新されて、県の調査とか地元の説明とかも経て更新されて、その情報が新しくなっていくしますので、このハザードマップは当然令和4年の3月に作って、時間が経過していきますので動いていきますけれども、情報としては、元になる情報は、千葉情報マップのほうに、調査が終われば、確定すれば、随時載っていきますので、そこで確認、最新のものというのは確認する必要があるということで、町としての、先程お話をさせていただきましたのは、ここのハザードマップに手入れをするのではなく、今回の土砂災害の発生箇所というのも、これも本当に貴重な、ある意味記録でございますので、そういったものを、その被災箇所を、別途、町独自に、図面なりに表して、まず関係団体というところでは、自主防災組織なりに、自分の地元の危険箇所っていうのは、こういうところが土砂崩れがあったんだというような一つの記録として、自主防災組織、各地域の住民の方がそれを把握していただ

きたいという、そういうものの情報の提供をこれからしていきたいという、そういうところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） すみません。再々質問を終わっているんですけども、今の回答の中で、建設課長の答弁もいただければお願いします。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） すみません。がけ条例の調査の関係で8月に、議員のほうにも通知が行ったということなんですけど、これについては毎年、県のほうで定期的に行っているものになります。

ただ、全ての件、町内の箇所についてできるわけではございませんので、箇所を厳選した中で調査をしております。

その中で、町の職員も同行したほうがいいというご意見なんですけれども、その中には県の職員の他にも、NPO、消防とか、もちろん町の職員も同行して調査を行っております。

そして、そちらの情報も周知を図ったほうがいいということなんですけど、それについて、今現在では、調査した結果については、全ての町民に周知ということまで至っておりませんので、今後につきまして検討、連絡調整しながら周知できるように対策をしていきたいと思っています。

あと、職員の、土壌に関する知識を持った職員が不足しているのではないかとということなんですけど、これについては今後研修等を開催して、知識を増やすように努力をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） それでは続いて、3点目のことについてご質問させていただきます。

先程の教育長の、私からの質問に対する回答、非常にありがたく思いました。中でも、私も参加しました家庭教育講演会の講師の先生のお話、この講師を選定、選んだというところから素晴らしかったと思うんですけども、この講演を聞いて、私もこの通告をする段階で色々勉強しましたがけれども、先生のお話が、もう100%自分のところに訴えられているというふうに、素晴らしい講演だったと思います。

この講演が、参加者が約100名ぐらいでしょうかね。町民が、六千七、八百いる中で、たった100人ですので、この講演が、内容が、やはり町民に伝わるように、是非教育委員会も、何かの形で、町民にこういった素晴らしい講演があつて、家庭教育、子育てに、非常にため

になる資料ですよということでPRをしていただければと思います。

また、教員のそれぞれの方々の努力、働き方改革の中で、努められている点、素晴らしいお仕事をされているというように思います。

私も現場にいるときは、そういった教育長の下で仕事をしたかったなというように思いますが、これからも引き続き、健康に気をつけて、また子どもたちの教育のために誠心誠意頑張っていただければというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

回答は結構です。

○議長（田邊明佳君） 以上で、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 次に、2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

一つ目、SNSの活用について。

①行政情報、各種イベントなどの情報発信はもちろんだが、令和5年9月8日の台風13号のような大きな自然災害では、迅速な情報提供は重要であるが、防災無線や防災アプリなどと併用して、SNSでの情報発信をしていく予定はあるか。

二つ目、二十歳のつどいについて。

今年度の二十歳のつどいの開催場所は、ゆうあい館から道の駅に変更になった。変更になったが、主役になる町民からは、例年どおりにゆうあい館での開催でいいのではないかとの声も聞く。開催場所が変更になった理由は。

三つ目、こども園について。

現在、使用済みのおむつは持ち帰って家庭で処分しているが、以前の丸山議員の質問でもありましたが、丸山議員の質問では前向きに検討するとの回答でありました。その後の対応状況はどうか。

以上3点です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目のSNSの活用についてお答えをさせていただき、2点目、二十歳のつどいについて、3点目こども園については、教育長から答弁をさせていただきます。

現在町からの情報発信は、毎月発行の広報紙の他、防災行政無線、防災アプリ、ホームページが主流であります。

町では、令和3年度から、防災アプリを導入して、スマートフォンを活用して防災情報の発信を行い、その普及に努めてまいりました。

その結果、防災アプリの登録者数は増加傾向にありますが、情報の伝達手段としては、複数のツールを活用することで、より多くの方に迅速に届くと思われております。

このようなことから、令和6年4月から、LINEによる町からの情報発信を行うべく、運用方針の検討を始めたところでございます。

町民のみならず、町外で暮らす親族等も含めて、必要な情報が迅速に伝わり、安心・安全な暮らしにつながるよう鋭意努力をしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

一つ目のSNSの活用については、私からの答弁は以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

2点目の二十歳のつどいについて、主役となる町民からは、例年どおりゆうあい館での開催でいいのではないかとの声も聞く。開催場所が変更になった理由についてお答えさせていただきます。

本町の二十歳のつどいは、昨年度、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、昨年度の二十歳の人たちは、初めて成人を迎えられた人たちでしたので、従来どおり成人式として、二十歳を対象に行いました。

本年度についても、引き続き二十歳を迎える方を対象に行いますが、本年度の人たちは昨年度中に成人を迎えられた人たちなので、成人式ではなく二十歳のつどいとして開催します。

今年度の実施に当たり、主役である二十歳の人たちの代表者会議の中で、従来のゆうあい館での実施がよいのか、二十歳のつどいとなったことから、旧友や恩師などと、当時を懐かしみ会話が弾むような会食のできる施設で実施するのがよいのか協議いただきました。

二十歳の代表者の方々からは、堅苦しい雰囲気ではなく、和気あいあいとした中で、友達や恩師と再会し会話を楽しみたいとの希望があり、道の駅むつざわつどいの郷での実施になりました。

そしてセレモニーでは、町を代表するの方々からの、二十歳を迎えた方へのメッセージや恩師のエールは残し、他の恩師の方々からのビデオメッセージを新たに取り入れました。これ

は代表者会議において、是非とお願いされたものになります。

開催場所や内容が変更になった経緯は、以上のようなことからです。

また従来成人式の開催に当たっては、町社会教育委員の方々にご協力をいただき、現在まで実施してきたことから、先程の経緯や協議内容については、町社会教育委員会にも報告させていただきました。

委員の方々からは、成人式ではなくなったことや新型コロナウイルスの影響も収まりつつあり、心機一転場所を変えて行うことについて、肯定的なご意見をいただきました。また、道の駅で実施することは、町のPRにもつながるのではないかとのご意見もありました。

このようなことから、今回は道の駅むつざわで実施いたしますが、今回の参加申込みのはがきには、さらにより取組につながるようアンケート欄を設けましたので、その意見についても今後の参考にしていきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。

次に3点目のこども園について、使用済みおむつ処分方法の、その後の対応状況はどうかについてお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、庁内の調整や協議が調っているわけではございませんが、教育委員会としては、園内での処理に向け回収を実施する予定であります。

対応に時間を要しておりましたのは、具体的なおむつ処理に向け、各部屋からの導線、導く線の検討や、回収方法を含む処理方法、衛生面の確保、持ち帰りをしたい保護者への対応、保育教諭の過度な負担にならないよう、園での協議や話合いに多くの時間をかけたことによるもので、ようやく方針が定まり、現在、見積り徴収などの予算要求に向けて準備をしておりますことを申し上げ答弁とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） まずSNSのところから、再び伺います。

現在、ごめんなさい、LINEを来年度から始めるということなんですけれども、現在、町のホームページを見ると、うめ丸くんのフェイスブック、あと恐らくLINEも同じアカウントが運営していると思うんですけれども、その辺との使い分けというか、既存のアカウントとの使い分け、イベント情報とかそういうのが、うめ丸くんが発信していてもいいと思うんですけれども、この防災、先程言った、例えば台風なり何なりで、こないだの13号のような、この道が通れませんかとか、危ないですよっていうのを、うめ丸くんが発信するは違

うと思うので、この辺のすみ分けっていうのはきっちりできるのでしょうか。

もう1点、例えば、イベント情報とか、LINEでもそうですけれども、双方向のやり取りが可能になると思うんですけれども、情報を一方的に発信するのか、それとも双方向のやり取り、例えば町民からこんな質問がありました、答えることがそこでできるのか。

アカウント自体は、総務課が運営するんですかね。町長個人のアカウントもSNSあったりすると思うんですけれども、他の自治体で例えば、県知事なんかもそうですけれども、町民、県民の質問に直接答えるなんていうスタイル取っている方もいらっしゃると思うんですけれども、町長その辺、この先使っていく予定はありますか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 町の発信するSNSについては、担当課からお答えをさせていただきます。

二つ目にあった、私自身の発信についてであります、過去少し発信をしていたことがあったのですが、それに対して色々と想像をかき立てられるようなことを結構、何て言うんですかね、発信だけにとどまらなくて、かえってそれが何か疑念を呼ぶようなこともあったので、今休止をしているところでありますが、町が例えば発信することで、町民に対してそれを、何て言うんですたっけ、コピーをして発信する、ツイートじゃなくて何でしたっけ、リツイートと。そういった有効な情報は個人のもので、どんどん発信をしたいなどは思っておりますが、私自身の部分については今休止をしている状況であります。

ただ、今のSNSの時代になっておりますので、発信の仕方はこれからも検討して、できれば発信をしていきたいなどは思いますので、過去はそういった形で、政治的な部分だけではなくて、他の取組とかも色々発信していたんですけれども、ちょっと一時から休止をしておりますので、今後そこら辺使えるように、検討はしていきたいと思っております。

町の発信の情報については、総務課長からお答えをさせていただきます。

以上です。すみません。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） まず初めに、うめ丸くんの関係のところでございますけれども、主に陸沢町の魅力発信に関する情報ということで、フェイスブックとツイッターでうめ丸くん、公式ということで情報発信をしております。

当然、そういう魅力の発信の部分と、それこそ防災も含めた情報の発信というところは切り分けて扱っていきたいと思っております。

そして、検討しているLINEのところ、双方向にやり取りということは考えておりません。

今、他の自治体も、LINEで結構出していますけれども、それは双方向でなく、町からの情報提供ということで、お知らせということでしておりますので、同じようなスタイルを考えております。

そして、現在のところは、そのLINEの公式アカウントの運用の方針を、総務課において、現在のところでは検討しております。

しかし、運用が始まれば、今ホームページのほうも、各課から必要なものをアップしますので、LINEも同じような形になるかとは思っておりますが、まだ最終のところの決定したわけではございません。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 双方向でのやり取りは難しいということなんですが、恐らく、クレームじゃないですけども炎上してしまったりとか、そういうことが、防ぎたいということだと承知しております。

その中でも、ある程度軽い質問と言ったらおかしいですけども、答えられるようなところは答えていけるような対応で出来たら、より町民の意見を拾い上げられるし、町民主導のまちづくりにもつながっていくのではないかなと思います。可能な限りで構わないので、そういう面も出来たらいいのかなと思います。

運用に関しては、各課でやっていくということなので、個人の職員の負担にはならないと思うんですが、うまく活用できればいいと、こちらも望みます。

そのまま次に、行っちゃっていいですかね。

○議長（田邊明佳君） どうぞ。

○2番（島貫 孝君） 二十歳のつどいのところに移らせていただきます。

二十歳になる子たちが、実行委員が決めたという話は伺いました。

しかしながら、実際そこに出ていた子たち、子どもじゃないか新成人、20歳の子たちに伺うと、最初から、ゆうあい館じゃなくて道の駅っていう話が大きく出てきたような印象を受けたと聞いています。

もちろん、アットホームな感じで和気あいあいとやるっていうのは大事だと思いますし、道の駅でやるというのも分からなくはないんですが、最初から本人たちがそこでやることを

望んだのか、それこそ、人数が50人ぐらいですかね、今年二十歳になる子たち。実行委員だけでなく全員に意見を聞くことも可能だったと思うんですが、その辺を、出来なかった理由というのは何かあるのでしょうか。

また、道の駅で規模を縮小するわけではないんですが、今まで、ゆうあい館でやっている、家族が見に来れたりとかしたと思うんですが、今回からそれがなかなか難しくなったと聞いています。

もちろん、新成人、二十歳なんで、今。保護者、親という表現は間違ってるかもしれないんですが、当人たちも、自分の晴れ姿っていうのを、両親やおじいちゃん、おばあちゃん、家族に見せたいという気持ちはもちろんあると思いますし、その家族が、恐らくそういう、晴れ舞台というか、中学校、高校、卒業して多分最後の大きなイベントになるのかなと思います。

さっき小学生たちも来ていましたけれども、先程家庭教育という話も出ていましたが、そのこのゴールというか、ある意味到達点だと思うんですが、その席を町民で祝うという表現が合っているか分からないですが、見届けるっていうのは必要なことなのではないかなと思いますので、今後のアンケート、色々上がってくると思いますが、その中の意見の一つとして捉えていただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 色々なご意見ありがとうございます。

行事を新しく変えたりとか、また同じ行事を続ける場合にも、当然100%みんなが賛成、賛成していただければ、これ理想的でございますが、なかなかどの行事もそういうわけにはいかないというところがございます、色々な意見をお持ちの方がいると思います。

先程答弁させていただいた中にアンケートを、今年の参加者の人たちに、回答の中にアンケート欄を設けて、何か意見があればということでもいただきました。

それで、締切りが、12月3日が一応締切りになっているんですが、60人の方に送って、回答が3日までに来たのが45人、75%回答がありました。

あとの人たちはまだ、これから届いてくるか遅れながら届いてくるかもしれませんが、最終的には来なければこっちから連絡をして、出欠のあれを取るんですけれども、75%、45名の方が回答いただいた中で、今までどおり成人式なら、ゆうあい館がよかったって書いてきてくれた方が3名います。

3名っていうのは、ということは他の93%近くの方々のご理解をいただいているのかなと

いうふうに思います。

それから保護者については、保護者も入れたほうがよかったのによって書いてきてくれた方が2名いらっしゃいました。

確かに、会食って、雰囲気、和気あいあいとした雰囲気の中でっていうようなところで場所の設定をしたものですから、保護者が入るだけのなかなかスペースがなくて、そういうような形になりましたけれども、どちらを優先するかの問題だと思いますので、今回ここで、ここから成人ですよっていう式典とかそういうような雰囲気というよりも、これから先を考えたときに18歳で成人になります。もう二十歳って言ったら成人になってから2年たっていますので、親、保護者も、もう保護者じゃなくなるわけですよ。そういう意味では、もう大人として自立してもいいのかなと。

家族で祝ったりとか、晴れ姿を見るってのは家を出てくるときとか帰ってきたときとか色々、その晴れ着を着ていれば晴れ着をみんなで鑑賞したりとか、そういったことは出来ると思いますので、それは家庭でやっていただいて、それこそ家庭教育かなと思うんですが、もう大人になったところにいつまでも親がついていくっていうのは、自立させる大人をつくるためにはいかなものかなっていうのも一つあって、場所が許してくれればそれも、そういう希望の方は入れることも可能だったんですが今回の場合には、もうとにかくスペースがなかったもので、そういうような形になりました。優先順位がある中で、そういうような形です。

アンケートについては、今言ったような数の意見がありました。そんなところで、ちょっとご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 二十歳のつどいについてお伺いします。

どうしても成人式という表現を使いたくなってしまうんですが、私たちのときは恐らくゆあ館でやって、式典をやって会食という形だったと思います。そのとき会費取られたか分からないんですが、今年1,000円かかるのかな、で聞いています。それぐらいは町で出してあげてもいいんじゃないですかね。

一般的に成人式、成人式じゃないか、二十歳のつどいで、そのあとの会食。大人ですからね、自分で出せというのは分かるんですが、それぐらいのお祝いはしてあげてもいいんじゃないかと思います。少々ご検討ください。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問にお答えさせていただきます。

実は、この会食に当たっては、実質1,000円では会食出来るわけではなくて、費用的には3,500円かかっております。

今の世の中のご時世から考えれば、それ相応の受益者負担をいただくというのはやぶさかではないのかなということで、そちらの関係については社会教育委員会議にも諮りましたし、先程教育長が答弁した代表者の会議でも一応お話をして、1,000円かかりますよというお話はさせてもらってご了解をいただいたものと私どもは解釈しておりますので、今回は1,000円徴収しながら実施をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 分かりました。

それではおむつのほうについて再び伺います。

園で処理する方向になったということは、いい方向だと思います。

今まで、3年ぐらい前ですかね、私初めて聞いたのがそれ位だと思うんですが、本来多分、コロナの感染症対策とかで、一気に進めてしまえば予算とかもあつたのかなと思うんですが、これからも、何か物事を決めるときに、もちろん慎重に、様々な意見を聞いて進めていくってのは大事だとは思いますが、もう少しスピーディーに物事が進んだほうがいいのかと思います。

この問題については、導線とか処理の方法とか、色々あつたと思うんですけれども、そんなに時間がかかるものかなと、正直疑問に思うこともあります。スピーディーな対応を望みます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問にお答えさせていただきます。

逆に、今回慎重な審議と時間がかかったことによって、また国からの方針が出たことによりまして、今回の回収に当たって補助事業ができ上がりました。

だから、時間をかけて丁寧にやったことが、逆の意味で功を奏したというふうにご理解いただけると大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） これで2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、10時35分といたします。

（午前10時18分）

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第4、議案第1号 睦沢町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第1号 睦沢町公営企業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

下水道事業を取り巻く経営環境は、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等に伴う料金収入の減少等により厳しい状況が今後も予想されています。このため、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むため公営企業会計を適用し、経営・資産状況を的確に把握することが求められ、総務省より公営企業会計の適用の更なる推進ロードマップが発出されました。

その中で、本町を含む人口3万人未満の自治体においても令和6年度の予算から公営企業会計とするように推進要請がありました。そのため、本町におきましては令和6年4月1日から睦沢町農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を公営企業会計に移行することに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

それでは、条文の概要をご説明します。

第1条の趣旨では、地方公営企業法の規定を適用する旨を定めるものです。

第2条では、法の規定を受ける事業を掲げるもので、本町は農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業としています。

続いて、第3条は、法の適用範囲で、地方公営企業法の財務規定等を適用する旨を定めています。

第4条の第1項では、経営の基本として、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない旨を規定しています。同条第2項では、農業集落排水処理施設の名称及び位置並びに排水区域を、同条第3項では、特定地域生活排水処理の排水区域等を定めています。

第5条では、会計事務を会計管理者に行わせることが出来る規定であり、会計事務が円滑に行われるよう、従前どおり公金の収納及び支払いや公金の保管についての事務を会計管理者が行う規定を定めるものです。

第6条では、重要な資産の取得及び処分、一定額以上の動産・不動産や一定面積以上の土地を取得する場合は予算で定めなければならないとする規定で、一定額及び一定面積については町長部局と同じで、動産等の金額は700万円以上、土地の面積は5,000平方メートル以上と定められているそれぞれの数値を採用しています。

第7条は、議会の同意を要する賠償責任の免除で、これは、業務に従事する職員の与えた損害が、避けることが出来ない事故、その他やむを得ない事情により町に損害を与えた場合に賠償責任の免除を弾力的に行われるよう裁量範囲をあらかじめ定めるもので、賠償額が10万円以上の場合には議会の同意が必要であると規定するものです。

第8条の業務状況説明書類の作成については、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低、年度2回、当該地方公共団体の長への提出と公表することが義務づけられ、その内容を定めるものです。第1項では対象の期間、第2項では説明する書類の内容、第3項では天災等、やむを得ない事由の場合の作成期限を定めるものです。

最後に、附則といたしまして、第1条では、施行の期日を規定しています。

第2条では、この条例制定に伴いまして、現在の睦沢町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する必要があります。廃止の理由が、新たな条例制定の理由と同じため、附則において廃止することを定めるものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町公営企業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第5、議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

第1条、産前産後期間の保険税免除措置につきまして、本条例の改正は地方税法の一部改正に伴うものです。

産前産後の保険税免除の範囲は、均等割が出産する被保険者も含めた世帯に属する被保険

者数に応じてひとしく賦課されること、出産する被保険者は産前産後期間に働くことが出来なくなり世帯所得が減少することなどを踏まえ、産前産後期間に相当する4か月分の所得割保険税及び被保険者均等割保険税を免除することとしたもので、令和6年1月1日施行となっております。

それでは、制度の概要についてご説明いたします。

審議資料の1ページをご覧ください。

対象者は、出産予定、または出産した国民健康保険の被保険者で、軽減期間は、単胎妊娠の場合が産前産後期間の前月から4か月間となり、多胎妊娠の場合が産前産後期間の前月から6か月間となります。軽減税額は、所得割、均等割、それぞれ必要な措置を講じて得た額の12分の1の額について軽減期間分を減額するものとなります。

続きまして、第2条、国民健康保険税の税率改正についてご説明いたします。

国民健康保険税につきましては、今年度、県から示された標準保険税率を参考としつつ、県へ納める事業費納付金や被保険者数の推移を勘案し、保険税率の引上げを行いました。しかし、社会保険適用拡大の影響や高齢者の就労により被保険者数が大幅に減少したことにより、令和5年度当初予算の保険税収入が見込めず、国民健康保険特別会計では、繰越金、財政調整基金による不足分の補填をすることが出来ない状況となっていることから、赤字補填のための一般会計からの法定外繰入れについて補正予算の提案をしている状況です。また、令和6年度についても国民健康保険特別会計の安定的な運営が見込めないことから、税率の改正と併せ、一般会計からの法定外繰入れを予定しているところでございます。このようなことから、国民健康保険運営協議会会議において協議をいただき、税率改正について承認をいただきましたので、本案件を提出させていただくものです。

なお、財政状況により、今後も税率改正につきましては、毎年度、見極めていきたいと考えております。

それでは、税率改正についてご説明いたします。

審議資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、県が算定した標準保険税率を参考に、国民健康保険事業費納付金の確保、国保財政の安定した運営を図るために必要な税率をお示しするものです。

まず、基礎分につきましては、所得割額の税率を1.5%引き上げております。後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の税率を0.4%引き上げ、均等割額を1,000円増額としております。本改正案による調定見込額が1億7,539万円、現行税率と比較しますと1,506万

5,000円の増額と見込んでおります。

先の決算審査における指摘要望事項にもありました徴収率の向上対策といたしましては、新たな滞納者をつくらないように現年分の収納率の向上、法令に基づく適正な滞納整理を引き続き実施して参りますとともに、公平性が保たれなければ新たな滞納者が発生してしまう可能性があることから、資力のある者について納税相談を行います。基本的には、滞納処分を実施する方向で考えております。それに伴い、きちんと納税している納税義務者と差をつけることが重要であると考えますので、滞納者には納期が遅れたら処分をする旨を催告の際に伝えて参ります。その他、財産調査のシステムをうまく活用して十分調査をし、滞納者と納税相談を行うよう努め、相談において分納とした場合は、出来るだけ短期間で完納出来るように返済計画を立てて参りますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第6、議案第3号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第3号 陸沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

近年、各公共施設の経年劣化が進み、修繕費用が右肩上がりになっております。あわせて、エネルギー価格や物価の高騰の影響を受け、各施設にかかる維持費や光熱水費なども増加している状況にある各施設の使用料収入に比し、著しく維持管理・修繕にかかる費用が増大しています。

住民の皆様安心してご利用いただくためには、適切な維持管理・修繕が必要となりますが、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性、また、施設が老朽化する中、将来にわたって安定したサービスを提供していくためにも施設を利用する方には応分の負担をいただくことが適切であることから、使用料の改正を行うものです。

改正後の使用料は、利用者に対する急激な負担増にも配慮し、現行使用料のおおむね1.3倍とさせていただきます。

また、別表第1の行政財産使用料のうち、公衆電話機及び自動販売機については、設置者との個別契約に基づくものとするため、削除いたしました。

別表第5の総合運動公園の各使用料においては、現状利用に合わせ、施設名等の変更を行いました。

別表第6については、旧道の駅、総合交流拠点施設の廃止時に削除漏れがあったことから、今回、削除をし、かずさ有機センターを繰り上げました。

なお、かずさ有機センターの施設使用料は、センターの運営状況を踏まえ、かずさ有機センター運営協議会で協議を行い、決定いたしました。

今回の改正による使用料の見直しで、全ての維持管理・修繕費用を賄えるものではないかもしれませんが、受益者負担の原則は、利用する方としない方との負担の公平性の観点から、使用料見直しの基本となるものですので、施設を利用する方にもご理解とご協力を周知、願います。期間を設け、附則にありますように、令和6年4月1日から施行させていただくもので

す。

以上、本議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 各種修繕などで費用がかかるのは承知しています。今、運動公園、アリーナとか柔剣道場、照明とかやっていると思うんですけども、この他に大きな、次にここを直さなきゃいけないというのが分かっている場所、ゆうあい館含めて、分かっているところがあれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 特に大きなものというのはいないんですけども、細々とした修繕、これはどこの施設に行ってもありますので、計画的に直していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第7、議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年に戸籍法の一部が改正され、本籍地以外の戸籍証明書等の交付の請求などの制度が令和6年3月1日から開始されることから、この事務に伴う手数料を徴するため改正するものです。

制度の内容につきましては、戸籍や除籍の電子証明書提供用識別符号の発行を受け、発行された識別符号を他の行政機関へ提出することにより、提出を受けた行政機関がその識別符号を入力し、戸籍や除籍の電子証明書のダウンロードを可能にするものであり、これまで戸籍や除籍の添付が必要であった行政手続において発行された符号番号を提出することにより添付の必要がなくなり、スムーズかつプライバシーに配慮した手続が可能となります。この識別符号を発行するための手数料を新規に追加いたしました。

この他、開始される制度といたしましては、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本や除籍謄本の交付請求が可能となります。

以上で、本議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第8、議案第5号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) 議案第5号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、現在建設中のみどりの広場の供用開始に当たり、条例の一部を改正するものです。

改正の内容について申し上げます。

第2条において、施設として「睦沢町みどりの広場」を第5号に追加し、第3条において、みどりの広場の位置として「睦沢町下之郷1655番地1」を加えました。

第4条、(指定管理者による管理)では、現行条例では、全ての施設の管理を指定管理者が行う規定としておりましたが、指定管理者に管理を行わせることの出来る施設を「全部又は一部」に改正することで、上之郷地先の既存公園施設については、指定管理を継続しながら、みどりの広場の管理については直営で行えるようにいたしました。

なお、みどりの広場は、当面の間、直営での管理を予定していますが、後年、指定管理者に行わせることも出来るように、また全ての施設を直営で行うことも想定し、施設の全部または一部を指定管理者に行わせることが出来る規定といたしました。

第5条では、ただし書において、町長が認めたときは開場時間を変更出来るものとし、同条中第5号に、みどりの広場の開場時間を定めました。

また、みどりの広場は、使用料を徴して特定の団体などに占有をさせるようなことは行わず、町民などが自由に使える広場とすることから、第6条第5項において休場日は設けないこととしました。

ただし、みどりの広場の占有については、町や教育委員会が主催、共催、後援、協賛するイベントや大会などでみどりの広場を使う場合、使用料は徴しませんが、事前にホームページ等で告知をさせていただいた上で優先的に使っていただくこととなります。

第5条から第12条及び第15条のうち、「指定管理者」とあるものを「町長」に改め、第17条の読替規定において、公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、「町長」とあるものを「指定管理者」と読み替え、その場合には、町長の承諾を得るものとししました。

第10条から第12条では、「利用料金」及び「利用料」を「使用料」に改めました。これは、指定管理者が料金を収受する場合には利用料金となりますが、町の歳入となる場合には使用料となることから使用料に統一し、第17条、読替規定において、指定管理者の収入として収受させる場合は利用料金に読み替えるものとししました。

なお、管理棟及び遊具の工事が契約工期より早く完了した場合には、令和5年度中にも町民を限定とした施設の開放をさせていただきたいと思っておりますので、附則において、この条例の施行は公布の日からとしております。

また、みどりの広場を除く上之郷地先に位置する既存の総合運動公園の管理については、令和6年度からは教育委員会に事務を委任するものとし、社会教育体育施設としての活用を目指すべく、それに向けて取り組んで参ります。

以上、本議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、みどりの広場に関して、町民の人たちがいつでも使えるようにということで、休場日も設けないということで、執行部の人たちが大変なご苦勞、ありがとうございます。

その中で、ここの開場の時間帯なんですけど、9時から5時と一応なっていますが、みどりの広場をもし使えるようになりましたら、入り口に門がありますよね。あそこの門の管理というのは、町のほうで運営するのであれば、恐らく町の職員の人たちが来てからじゃないと開かないのかなと想定されるのですが、朝早くからランニングをしたり、そういった方がもし利用したいと、そういった際にはどのような形を考えていらっしゃるのかお答えいただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） ご質問の趣旨は分かったんですけども、施設の開閉については、今のところ9時から5時ということで考えさせていただきたいと思います。

ランニング等々をするのであれば、今の既存の運動公園を活用していただきたいなというふうに思います。ランニングコースがありますし、こちらのほうはランニングコースは造ってありませんので、こちらのほうを使っていただきたいなと思います。

また、いろいろと住民のほうから話が出て来れば、そのときに対応を考えていきたいと思っておりますけれども、今のところは、時間どおりということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは伺いますけれども、まず、この説明書のところを見ると、何か指定管理者の権限を薄くしているように感じます。そこがどうなのか。

それと、これやることによるメリット、デメリット、ここはどこまで、どういうふうになっているのか伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず、指定管理者権限を薄くしているのではないかという話ですけども、そんなことはなくて、ただただ、今の指定管理をしていただいているところについては、今までどおりということでございます。そして、みどりの広場については、指定管理ではなく直営であることが出来るような規定に改めさせてもらったというもので、今の指定管理者との契約の中で、指定管理者に対しての立場的なものは変わらないということ

でございます。まずはそういうことです。

そして、もう一つは、メリット、デメリットということでしたと思うんですけども、そのとき、なぜ直営にするのかということだと思います、こちらのほうを。6年度から本格的に施設を管理していくことになるわけですけども、この時点では、まだ見えていない課題なんかもあると思いますので、しばらく町の直営で行う予定でいるわけですけども、行った中で課題とか費用的なことなど、整理が出来た上で、指定管理という方向に持っていくのか、そのまま直営で行うのかという判断をしていきたいと考えておりますので、デメリット、メリットということではなくて、そういう判断をする期間ということによって捉えていただければありがたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

それで、あと、お金の件ですけども、これも別々にするという事は、管理費が増大するんでは、増大というか多くなるんではないかということも考えられなくないと思うんですけども、これについてはいかがですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず、公園の管理を行うに当たって、直営とする場合なんですけれども、それに当たっては、光熱水費、あるいは芝だとか植栽物の管理だとか、さらには浄化槽の管理などなど、その他にも遊具の保守点検など、全体の維持管理運営費として、直営で行った場合の町の歳出予算、これが大体おおむね1,000万円程度と見込んでおります。人件費は入っていません。しかしながら、指定管理とした場合なんですけれども、そちらを指定管理にさせた場合ですけども、グラウンドの占有はさせずに町民等が自由に使えることとなりますので、利用料金が発生しない、このため指定管理者の収入はございません。このことから、単純に施設全体の管理委託という形の指定管理となるわけですよ。そうした場合に、指定管理者が努力によって収入を得ることがなくなりますので、単純にかかった費用を指定管理費として払うということになるかと思えます。

直営で管理した場合の費用に人件費とか、それと会社の経費、これも加算されるということで、町が行う場合、人件費を除いて1,000万円程度と申し上げましたけれども、1,500万円以上の指定管理料になるのではないかというふうに思いますので、その辺も考慮して、考える期間というか、観察する期間を設けて、その辺もさらに検討していく材料になるのかなと

いうふうに思っていますので、取りあえず直営でやらせていただきたいというような考えで
ございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

それと、もう一点が、これ教育委員会が直営の場合に行うということで……、教育委員会
じゃないですか。

（「既存の施設」の声あり）

○3番（小川清隆君） 既存のやつ、既存のやつが教育委員会。

そうしますと、今度、事務についても教育委員会のほうの負担が増えるんじゃないかと思
うんですけども、それについての、例えば人員配置だとか、そういうのもやはり関係して
来るかどうか伺います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 高橋副町長。

○副町長（高橋正一君） 教育委員会に事務が移るわけです。そういうようなことから、当然、
人員的にも考えていかなければならないと現在のところ、そう考えております。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） みどりの広場、新しいところのことですけれども、占用で貸し出すこ
とはしない、学校とか一部を除いてということなんですけれども、そうすると、例えば、今、
k i tみずさわなどに宿泊、合宿か何かで来て、運動公園でサッカーなり、バスケなりして
帰っていく団体、大学生、サークルなどあると思うんですが、そういうところは、あそこは
使えないという認識で間違いないんですか、みどりの広場。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 既存の運動公園ありますので、そちらのほうを占用してもら
うということで、あくまで町民は自由に使えると、子どもからお年寄りの方まで自由に使え
るという公園にしたいということからですので、町が主催、後援する以外のものについては、
既存の運動公園で行ってほしいというふうに考えております。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） そうすると、以前からよく出て来る交流人口というのはなかなか増え

ないのかなという気はするんですけども、そんなに、もちろん町民が優先して使えるというのは大事だと思いますけれども、がらがらにすいているような状態というのが想像出来たりもするんですけども、うまく活用出来ればなと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程来、鈴木課長のほうから答えているとおり、運用の仕方は、途中で見直しをするべく、利用頻度とか、そこら辺を見た中で見直しをしていこうと思っていますので、そこら辺のご意見が増えるようであれば、町民の方々が追い出されるようなことがないようにしながら運用方法を考えていくということで考えていますので、何よりも町民の方々が、今の既存の運動公園、町外の方々が占用していて、なかなか地元の人たちが使いづらいじゃないかというところを配慮した運用を考えておりますので、また、そういった町民のご意見を聞けるようなことがあったら、ご意見として賜ればと思いますので、まずもって、スタートの部分での運用方法についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号、議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第9、議案第6号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10、議案第7号 睦沢町農

業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長(大塚晃司君) 初めに、議案第6号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、コミュニティ・プラントの経営の健全化と将来にわたり良好なサービスを維持、継続出来るよう、大上団地と榑団地の使用料を見直しするものです。

コミュニティ・プラントの使用料は、平成25年度に、むつみニュータウン内の污水管敷設替え工事に伴い、むつみニュータウンに係る料金改定は行ったものの、他の施設については、財団法人長生郡南部開発公社の料金体系を踏襲し、これまで料金改定は行われぬまま事業運営を続けて参りました。

しかし、近年の人口減少に伴う使用料金の減収に加え、各施設の老朽化に伴う修繕や昨今の電気料等の高騰により維持管理費が増大し、厳しい運営状況に直面しております。そのため、特定の利益を受ける人がその事業にかかる費用を負担すべきという受益者負担の原則にのっとり、現時点において使用料収入で運営を賄えていない大上団地及び榑団地の使用料を改定するものです。

今回の改定により、大上団地では、1か月当たり定額で2,858円を3,500円に、榑団地では、2か月当たり污水の使用量20立法メートルまで2,600円を3,400円に変更するものです。

なお、附則といたしまして、使用者の皆様へのご理解を得るために周知期間を設け、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、農業集落排水処理事業の経営の健全化を図り、将来にわたり安定したサービス提供が出来るよう使用料の見直しを行うものです。

使用料につきましては、これまで農業集落排水処理施設の経営を開始した平成13年度から今日までの22年間、料金の値上げを行わず事業運営を行って参りました。そのため、現状でも厳しい経営状況ですが、昨今の原油高・物価高騰に加え、人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大が見込まれることから、今後、ますます経営環境が厳しくなると考えられます。このようなことから、適正な使用料をもって自立出来る経営を目指し、使用料をおよそ25%引き上げるための改定を行うものです。

また、特定地域合併処理浄化槽の使用料についても睦沢町特定地域合併処理浄化槽の整備に関する条例第10条第1項の規定により本条例を準用することとされているため、改めて条例改正はございませんが、同様におよそ25%引き上げることを申し添えます。

なお、附則といたしまして、使用者の皆様へのご理解を得るための周知期間を設け、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

すみません、先程の提案理由の中で、特定地域合併処理浄化槽の使用料についてですが、条例第10条の第1項ということで説明させていただきましたが、正しくは、条例第2項の規定により本条例を準用することといたしますので、改めさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは伺いますけれども、この施設の使用料金の改定をすることによって、比較出来ると思うんですけれども、収入、これの差はどの位なのか分かれば伺います。

○議長（田邊明佳君） 少々お待ちください。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 25%ということで、金額がちょっと知りたかったんですけれども、そこはちょっと把握というか、すぐ出ないので、もうこれは仕方ないんですけれども、実際、これ3人家庭でもそうですけれども、金額的には幾らでもないような感じもしないこともないんですけれども、これによって生活が圧迫される方もいないとは限らないんですよね。そうすると、上げたことによって、今度は未収額が出て来るということも考えられるのではない

かと。

それと、今年度、上げましたと。これ、来年は上げないけれども、再来年度は上げますとか、さっきの国民健康保険じゃないですけども、年度で、今年の4月から上げて、また上げると、1年もたたないうちに上げていくということがないのか、あつては困るんですけども、そこは、ないならないということで、はっきり言えるのであれば、お答え願いたいと思います。

○議長（田邊明佳君） すみません、小川議員、確認なんですけれども、6号の質問でよろしいですよ。

○3番（小川清隆君） そうです。

○議長（田邊明佳君） ありがとうございます。

答弁をお願いいたします。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 料金改定によりましてどの位赤字が補填されるかということなんですけれども、集落排水につきましては、およそ25%上げることによりまして、およそ200万円位の補填となります。

そして、2回目のご質問の滞納者が増えるのではないかということなんですけれども、これにつきましては、このタイミングで料金改定を遅らせてしまいますと、今後、町の財政にも非常に大きく影響しますし、将来、負担の先送りになってしまつて、若い世代に大きな負担をかけてしまいますので、早期に解消しなければならなく、今回、改正を行わせてもらうものであります。

ただ、滞納者が増えるということにつきましては、今後、職員が、そのようなことが公平性が保たれるように、滞納者は増えないような努力をさせていただければと思いますので、ご理解のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 内容的には分かりました。

今、1点、ちょっと私的には、これ200万円増えると。これが町の財政を圧迫しているということになると、町がこれを、200万円を取ったことによって、頂いたことによって、圧迫がなくなるのかどうか、これちょっとどうかなと思ったんですけども、町の財政って本当に厳しいのかどうか、ここを含めて伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 町の財政が厳しいかということですが、結論から言うと厳しいということです。

今回、使用料条例、あるいは今回のコミプラ特定地域という形で使用料の料金改定をさせていただいておりますけれども、特定の人たちが使うものである施設についてはその人たちが負担するのが原則でございます。他の税金を投入して、使っていない人がそこに補填をするということとはなるべく避けていきたいということもありますので、今回は一斉にどうか、幾つかの条例を改正して、受益者負担の原則を徹底させていこうという考えでいますので、それで、町の財政が楽になるというわけではありませんけれども、使っていない人もそこに費用負担しているということがあまりないように、公平性にいきたいということで、改正をさせていただいているということでございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） コミュニティ・プラントのところでお伺いします。

それぞれの団地のところで、多分、造成されてから30年、40年たっていると思うんですけども、この施設そのものが老朽化、修繕、補修が必要な状態だとは思いますが。

多分、今の法律と照らし合わせると、今あるプラントとその個数が合っていないなんて話も何かどこかで聞いたことがあるような気がするんですけども、仮に施設そのもの自体が致命的な故障とかしてしまった場合というのは、その後の扱いというのはどうなるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 今回の料金改定で試算させてもらった分は、通常の維持管理、日常の維持管理のほうの費用負担になりますので、大規模な修繕が発生した場合には、この料金の中ではもちろんやっていけませんので、そのときはまたご協議させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

実際、上市場のむつみニュータウンにおいては、大規模修繕が平成25年度に改修行ったんですけども、そのときにおいては使用者の皆様、集まっておいてご協議した結果、料金を上げるという結論に達しましたので、また大規模修繕が発生した施設につきましては、使用者の皆様とご協議をさせていただければと思いますので、お願いします。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、次に、議案第7号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

まず最初に、議案第6号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第11、議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）

について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、1億4,608万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ39億9,864万9,000円とするものです。

主な内容について、歳出から説明いたします。

2款1項1目一般管理費では、委託料において、職員採用試験2次募集に伴う経費及びマイナンバー法の改正による例規整備支援業務委託料を増額いたしました。

5目財産管理費は、みどりの広場の工事完了に伴う建物災害共済保険料を増額いたしました。

6目企画費では、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅の退去に伴う敷金1件分の償還、あわせて、5目財産管理費で、新たな入居による敷金の基金への積立てを行います。

9目地デジ難視対策費では、妙楽寺地先の地デジ用光ファイバーケーブルが破損したことから、修繕工事の追加を行いました。

また、3項1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー法の改正に伴うシステムの改修経費を追加しました。

4項4目町議会議員選挙費では、第1投票所となっている睦沢中学校体育館が工事中のため、中学校グラウンド側昇降口を投票所とすることから、出入口等の段差解消スロープの備品購入経費を追加しました。

5項1目統計調査総務費では、調査員報酬及び郵送料を実績見込みにより加減しました。

3款1項1目社会福祉総務費では、国の総合経済対策として物価高騰支援給付金を第2回議会定例会、一般会計補正予算（第2号）において承認された住民税非課税世帯への給付金3万円に加え、今回、同世帯、654世帯に7万円の追加給付を行うものです。

また、国民健康保険特別会計において、被保険者数の減による税収入の減少に加え、保険給付費の増加により当該特別会計の運営が困難となることから、繰出金を増額いたしました。

3目障害者福祉費では、障害福祉サービス等報酬の改定に当たり、システムの改修経費を追加しました。

2項1目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画の策定をニーズ調査と一体的に実施するため、計画策定に係る委託料の増額を行いました。また、子ども医療に係る扶助費の不足が見込まれるため、増額いたしました。

4款1項3目環境衛生費では、申請件数の増により合併浄化槽の転換補助金を増額いたし

ました。

5款1項3目農業振興費では、川島地区で就農した方に県からの補助金として新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金を追加しました。

7款2項3目道路新設改良費では、実績見込みにより上市場関戸線に係る経費の組替えを行いました。

9款1項教育総務費では、2目事務局費において、外国語指導助手招致委託料の入札差分を減額しました。

2項小学校費では、1目学校管理費において、給食用備品、冷蔵庫が故障したことから買換えの経費を追加しました。

4項こども園費では、1目こども園管理費において、遊具設置工事を追加しました。園児のご家族からの寄附金により整備を行うものです。

5項社会教育費では、1目社会教育総務費において、二十歳の集いを道の駅で実施するに当たり、必要経費を追加いたしました。また、青少年相談員活動について、前年度の公民館バスの故障を踏まえ、冬場の移動手段に民間バスを利用することから、不足する費用を補助いたします。

10款1項1目道路災害復旧費では、委託料において、前回の補正予算後に新たに判明した被災箇所、35箇所分の土砂撤去などの経費を増額しました。また、年度内に工事完了を見込む道路災害復旧工事3箇所を国庫補助事業として追加いたしました。

2項1目農地農業用施設災害復旧費では、委託料において、新たに19箇所分の土砂撤去などに係る経費を増額しました。また、年度内に工事完了を見込む農地災害復旧工事2箇所、農業用施設災害復旧工事2箇所を国庫補助事業として追加するとともに、補助対象とならない耕作放棄地内の水路2箇所の工事請負費を追加しました。

10款4項1目社会教育施設災害復旧費では、台風13号の影響により公民館内の各所で雨漏りが発生したため復旧工事費用を追加いたしました。

歳入については、分担金、国県支出金、寄附金、基金繰入金及び町債を各歳出の特定財源といたしました。不足する一般財源については、普通地方交付税により調整いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは、災害復旧のほうは分かるので、これについては。

小さいかもしれないですけども、細かいかもしれないですけども、19ページの社会教育総務費、この中の、ここに補助金として青少年相談員の活動費補助金ということで、これバスが使えないからバスを借りるためのお金を入れたということなんですけれども、このバスは使えないって、これだけの問題というか、他にもあるのではないかと思うんですけども、併せてやることはなかったのかどうか、それが、バスがもう使えないって、県外に出るから駄目なのか、県内であれば大丈夫なのか、そこを伺います。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 小川議員のご質問にお答えさせていただきます。

公民館バスが使えないというわけではございません。

公民館バスが、今年の初め頃、視察に行ったときに故障して止まったという事件がございましたが、その際に、その後の視察の行程に対して、例えば、レンタカーを借りる費用であったりとか、例えば、宿を変えなきゃいけないとか、そういった費用は、公民館バスの今入っている保険では、まず対応が出来ません。

今回やるような雪国遊び隊ですとかサマーキャンプというのは、青少年相談員も随行で行きますが、基本、小学生の子どもたちが主役となっていくような事業になっております。そういった方々の、やっぱり安心とか安全を考慮した場合には、保障のしっかりとした、また、不測の事態があってもすぐ対応出来る民間バスの活用が望ましいのではないかとということで、こちらの青少年相談員の会議の中で諮らせていただいて、ご承認をいただいた中で、今年度、サマーキャンプから公民館バスの使用はせずに、民間バスの使用で事業の実施をさせていただいているところです。

当然、民間バスを委託するには費用がかかります。事業費の見直し等については、青少年相談員さんの中でも協議をいただいて、必要なものを優先的に、優先順位をつけた中で精査をして実施をしてきたわけですが、今回、また雪国遊び隊を実施するに当たって、どうしてもやっぱりバスのレンタル費用1台分が不足したことから、今回、補正予算として計上をさせてもらったものになります。

よって、先程、公民館バスが使えないというお話がありましたが、公民館バスは使えます。その代わり、その公民館バスの使用に当たっては、公民館バスが現在入っている保険の範疇での保障しか出来ないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。公民館バスが使えないわけじゃないと。それで、今回も雪国行ったり遠くに出るから、安全を担保するためにこうなったんだということも分かります。

そこで、このバスの件で今そうなったんですけれども、年数も加算しているし、以前もそういう話が議会の中で出たと思うんですけれども、このバスの更新は、中型を考えてはやるじゃないんですけれども、これからは中型にしていくんじゃないかというお話も伺ったんですけれどもね、どこかお金の持っている事業所なんかで、これもこの位寄附するようなところはありますか。そういう話が全くあるのかないのか、そこを含めた中で伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 寄附の申出があるかという、今のところございません。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） そうですね。簡単に右左に寄附はくれないと思いますけれども、いずれにしても、バスが使いにくくて、壊れて、その維持がかかっていると。安全を担保出来ないんであれば、そういうのをやはり置いておけばそういうふうになるわけですから、それは抹消なりして、またいくという方向も考えていかなければいけないと思うんですよね。

今それをやったから、今したからこれがすぐ出来るものじゃないと思うんですよね。やはりこれも計画的に進めていったほうがいいと思いますけれども、これ回答結構ですけれども、町として、町長さんには、特に町の、何回も言いましたけれども、サービスマン、トップセールスマンとして活躍していただいて、こういう面でも何らか町の利益になることをどんどんやっていただきたいと思いますので、そこを希望する限りです。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程の青少年相談員の件については、若干ちょっと課長補足をさせていただきますが、今までの雪国であったりとか夏のキャンプであったりとか、民間の車1台、そして町バス1台で、民間と町バスとで2台で行っていた経緯があります。

乗る子どもたちが、保険の対象が違うバスに乗るというところで、同じ参加をしているのに、例えば、民間バスが故障したときにはそれなりに宿を新しく取って保険が利く、町バスに乗っているところだと同じではなかったところもあるので、今回、そういった懸念もある

んであれば、2台とも町バスで用意することが出来ないのも、民間2台という選択肢をさせていただいたというところでもありますので、若干、そこら辺の参加される子どもたちの安全確保の裏にはそういった2台のバスで保険の内容が違うというところもあったので、そこら辺は指示をさせていただいたところでもあります。

また、今、町バスの利用について、利用させていただいて結構であります。ただ、議員おっしゃるとおり、年数もたっているところでもありますので、そこら辺を利用する前に、途中で何か起きたとき、そこら辺を承知した上で使っていただくということで、本来だったら新しいものに買い換えられればいいわけですが、今、例えば、町バスであったりとか、委託をするバスであったりとか、町の中で、財政厳しい中で、先程もちょっとあった指定管理も含めてなんですけれども、こういった形で町に優位になるように、また経費がかからないで済むようにというところを見直していかなければいけない時期に入っていると思いますので、そこら辺で、ぼんとお金をくれて、町のためにバス買ってやるよというような方いろいろ歩いている中で出会えば1番いいんですけれども、歩けば歩くほど、なかなか厳しさに、壁にぶち当たるところでございますので、また、そういった企業さん等を紹介していただいた中で、議員さん共々、町をよくしていくために、そういった民間企業とも出会いたいと思いますので、いろいろあそこ顔出してみろよとか、そこを行って町PRして来いよという先がありましたら、是非、そこら辺も教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと答弁ではなくて、ご意見をさせてもらいました。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 1点だけご質問させていただきます。

ページ数で、資料の20ページ、第10款災害復旧費、社会教育施設災害復旧費で90万円計上されていますけれども、内容的には、先程ご説明ありましたけれども、公民館等の復旧工事ということでもあります。

今回の災害による復旧というように読めるんですけれども、雨漏りの原因が今回の台風13号の影響によって起こった現象なのか、以前から多少のエラーがあって、今回それが大幅に拡大してしまったのか、そういったところの見解はどうなんでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、今回の台風13号が直接的な原因ではございませんが、施設自体が経年劣化で老朽していたこともあり、今回のような大雨で、施設内で以前出ていなかった漏水が発見されたということで、その部分について修繕を行うものになります。

また、公民館も今回の台風13号では、避難所として開設した際に、避難されて来る方も1箇所はずっととどまっているわけにはいかないので、時には図書室に行ったりとか、会議室のほうに行ってもらったりする必要があるので、施設内の今後の防災対策としても必要ではないかということで上げさせてもらったものになります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 農業振興費、17ページの件につきましてお伺いいたします。

農業振興の中で、やはり今、就農者の高齢化等によって、農業経営関係につきましては、非常に大きな課題が山積しているわけでございます。そういった面で、新規就農の資金補助金というような形で、こういう資金提供につきましては非常に前向きな考えだというふうに思いますが、先程、川島というふうに聞こえましたが、いずれにしても、どういう方が新規でどのような農業経営をされるのか、これに対してどのような営農指導、また経営指導をされるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回のこちらの新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金につきましては県の事業になりまして、トンネル方式というか、県の補助金を町に来て、町が支払うような事業となっております。そのため補正予算で計上させていただきました。

内容は、次世代を担う農業者となる志のある新規就農者に対し、経営が安定するための最長3年間、最大で150万円を交付するものです。対象者の要件といたしましては、50歳未満、認定新規農業者であること、将来にわたり担い手として地域のコミュニティーの積極的な参加に努める意思がある者等が対象となっております。

そして、今回の申請ですけれども、個人情報もあります、言える範囲になりますが、川島地区において芋やエダマメなどの露地栽培に取り組もうとしている人で、現在は3反歩ですけれども、5年後には1町歩を目標として頑張っている方になります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 今関議員。

○9番（今関澄男君） 県の事業というようなことでありますが、こういう施策を県とタイアップしながら町として捉えて、これを積極的に打ち出していく、これが将来の農業を守る、また農業を振興させる一つの大きな糧になるのではないかと私は思います。

そういった面で、これもサツマイモとかエダマメというふうに言われましたけれども、これに対する、いわゆる営農指導というのが非常に大事になって来るんですね。あわせて、経営指導、こういう指導体制も県と協議しながら、やはり体制強化をしていく、これは非常に重要なことでありますので、是非前向きに取り組んでいただきたいという要望も含めまして、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それこそ今関議員には、今までもずっと農業問題についていろいろご意見をいただいたところでございます。

議員おっしゃるとおり、県の施策であったり国の施策であったり、町の農業事情をよくする施策であれば、のって紹介をして、農業振興に努めていきたいと思っておりますので、またご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 20ページの最後のところ、文教施設災害復旧費のところ、公民館とは別に、小学校も雨漏りがあると思うんですけれども、前からそれは言われていて、今、5年生の教室ですかね、上からホースか何かでつないで下に垂らしているような状態があって、カビ生えているような、見栄えも悪いですし健康にも悪そうな状態があるんですけれども、あそこというのはもうどうにもならないんですかね。分かれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校の施設に関しましては、至るところで漏水が起きております。漏水が起きている箇所についても原因が究明出来るところに関しては修繕を図っております。

おっしゃっておられる部分については、どこから水が入ってきているのかちょっと断定が出来ないので、やはり入り口を蓋しないと本来の修繕につながりませんので、入り口が断定

出来た段階でその辺りもしっかりと修繕をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 入り口が分からないのは承知しました。

出口のところ、落ちて来て受けている部分が水滴、湿気でカビ生えていると。その部分を定期的に取り替えるだけでも衛生面ではいいのかなと思うので、その辺が出来たらよろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島田議員のご質問にお答えさせていただきます。

そのあたりにつきましては、学校とよく協議をした中で、学校側で直してもらいたい優先順位というのも特にあると思いますので、その辺を加味しながら、出来るところから順次やっていきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第12、議案第9号 令和5年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第9号 令和5年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、1,509万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億1,539万2,000円とするものです。

内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費は、健康保険法等の一部改正により、出産する被保険者の産前産後期間にかかる所得割保険税及び均等割保険税の軽減措置が令和6年1月から講じられることから、システム改修費を増額いたしました。

2款保険給付費は、新型コロナウイルスが5類感染症に移行され保険適用となったこと、また年度途中で重篤な疾患になり医療機関を受診した方が増加し、医療費が増加する見込みとなることから増額いたしました。

8款諸支出金は、社会保険へ加入する際に国民健康保険証の喪失届の申請がなく、過年度における保険税の還付のため増額いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、今年度、県から示された標準保険税率を参考としつつ、県へ納める事業費納付金や被保険者数の推移を勘案し、保険税率の引上げを行いましたが、社会保険適用拡大の影響や高齢者の就労により被保険者数が大幅に減少したことにより、令和5年度当初予算の保険税収入が見込めないことから減額いたしました。

6款繰入金は、保険基盤安定繰入金等を実績見込みより不足する保険税の負担を一般会計から繰入金として増額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 1点だけ伺います。

以前、話があったのが、これ1,300万円増えた要因ですけれども、これについては、高額医療ということで、透析患者が何か増えたということで伺ったような気がするんですけれども、透析患者が1名500万円ということだったんですけれども、これについて、この内容について分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 透析患者が増えているのではないかとということで、ご質問がありましたけれども、今年度に入り、新たに2名の方が、透析の患者の方が国民健康保険の方から受診しているような形になっております。2名、今年度に入って増えました。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和5年度陸沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時58分）